

静岡労働局発表
令和 7 年 9 月 19 日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 藤原 典子
賃金指導官 佐藤 健司
(電話) 054-254-6315

報道関係者 各位

静岡県最低賃金の改正を決定しました ～令和 7 年 11 月 1 日（予定）から時間額 1,097 円に～

静岡労働局（局長 國分一行）は、静岡県最低賃金を 63 円引上げ時間額 1,097 円に改正することを本日決定し、官報公示の手続きを行いました。

- 静岡県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年 7 月 18 日、静岡労働局長から静岡地方最低賃金審議会（会長 畑 隆）に対し諮問を行いました。
- 同審議会は審議の結果、8 月 26 日、現行の時間額 1,034 円を 63 円引き上げて 1,097 円に改正する（引上率 6.09%）ことが適当である旨の答申を行いました。
- 9 月 19 日、静岡労働局長は、9 月 10 日に締め切った答申内容に対する異議について審議を諮問。同日、静岡地方最低賃金審議会は審議を行い、(8 月 26 日の)答申どおり決定することが適当とする答申を行いました。
- これを受けて静岡労働局長は、静岡県最低賃金を時間額 1,097 円とする決定を行いました。
なお、官報公示は 10 月 2 日を予定しており、効力発生日は令和 7 年 11 月 1 日となります。

【参考：静岡県最低賃金額及び対前年引上率、引上額の推移】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
最低賃金額	(885 円)	913 円	944 円	984 円	1,034 円	1,097 円
対前年引上率	- %	3.2%	3.4%	4.2%	5.1%	6.09%
対前年引上額	- 円	28 円	31 円	40 円	50 円	63 円

※注 令和2年度については改正なし

答申の様子（令和7年9月19日 於：静岡地方合同庁舎4階共用大会議室）



畑会長（右）から答申文を受け取る國分労働局長（左）